

## 第23期火災予防審議会人命安全対策部会小部会（第2回）開催結果概要

### 1 日 時

平成29年9月7日（木） 10時00分から12時00分まで

### 2 場 所

J Aカンファレンス 302会議室  
千代田区大手町一丁目3番1号

### 3 出席者

#### (1) 委 員（敬称省略：五十音順）

石中 良治、大宮 喜文、唐沢かおり、佐伯 正人、鈴木 恵子、  
深作 昌広、三井 雅貴、

（計7名）

#### (2) 東京消防庁関係者

参事兼予防課長、防火管理課長、予防部副参事（予防技術担当）、予防対策担当係長、  
自衛消防係長、係員6名

（計11名）

### 4 議 事

- (1) 中間答申に向けた審議・検討スケジュールについて
- (2) 火災事例について
- (3) 自衛消防活動体制に関するヒアリングについて

### 5 資料一覧

- (1) 第23期火災予防審議会人命安全対策部会小部会（第1回）開催結果概要
- (2) 中間答申に向けた審議・検討スケジュール（案）…………… 資料1-1
- (3) 第1回小部会で出た意見等…………… 資料1-2
- (4) 火災事例…………… 資料2
- (5) 自衛消防活動体制に関するヒアリング（途中経過）…………… 資料3

### 6 開 会

事務局から、委員定数7名のうち全委員が出席していることから小部会の開催が成立している旨の報告が行われた。また、小部会（第1回）開催結果概要の確認を行った。

次に、A社から開発中の自衛消防隊向け防災支援システムの紹介を行った。開発中の商品になるため詳細については現時点では非公開とした。

防災支援システムの紹介後、議事進行については事務局から小部会長に委任し議事を開始した。

### 7 議事

[議長]

本日の議事次第の順に従いまして、進めていきます。

まずは、議事(1)「中間答申に向けた審議・検討スケジュールについて」説明をお願いします。

議事(1) 「中間答申に向けた審議・検討スケジュールについて」

[事務局]

資料1-1「中間答申に向けた審議・検討スケジュール（案）」について説明します。

この資料は前回も見ていただきました。全体の検討の中で今日の内容がどの部分にあたるのかを確認する資料です。

今日は1番と2番の四項目について検討します。

「2 新しい技術の動向と活用」は、先ほど情報提供していただきました。

「1 現行の自衛消防活動制度」は、これから議事(2)や議事(3)で、火災事例や建物のヒアリング結果について説明し、議論していただきます。

それらの結果を10月5日に予定されている部会で報告します。

次に資料1-2をご覧ください。

前回、質問や意見をいただきましたが、その時に十分に回答できなかったものもありましたので、その後、整理して回答や対応についてまとめました。

いくつか説明します。

2番で自衛消防制度をどう分かり易くするかについての考え、について質問がありました。

実態に合わせていくことを考えていますが、その際に2つの条件を明確にしていきます。

まずは①のように安全を確保できる範囲とします。

そのうえで②のように事業所などの意見を聴きながら実態に合わせていきます。

6番も関連する意見です。

安全確保できることを前提とし、そのことを部会で報告する際にも資料に明確にしていきます。

11番では自衛消防活動の失敗事例に関する質問がありました。

これは次の議題で説明します。

以上が議題(1)に関する説明です。

[議長]

只今の説明に関して何か質問等ございますか。

資料1-2に関してですが、この中には今日説明いただけるものもあるということによろしいですか。

また、今日の審議結果等も踏まえて決めていくところもあるということによろしいでしょうか。

[事務局]

ヒアリングについては議事(3)で説明します。火災事例については次の議事(2)で説明します。

[議長]

現時点で質問等ないようなので、次の議事に進めさせていただきます。

議事(2)「火災事例について」をお願いします。

議事(2)「火災事例について」

[事務局]

資料2で火災事例について説明します。

1番に火災実態の推移についてまとめました。

2ページの図1は、東京消防庁管内の建物火災の件数と焼損床面積の推移です。平成28年中の建物火災件数は2,766件、焼損床面積は17,529㎡です。

2ページの表1は、東京消防庁管内の建物火災で、戸建住宅・長屋の火災を除き、100㎡以上焼損した火災件数です。ここ5年間で、一年あたり25件から35件程度です。戸建住宅や長屋は除いており、消防ではよく政令対象物火災と言いますが、個人の住宅でもこの件数の中に共同住宅は含まれています。下に戸建住宅や長屋は除いた建物火災の件数を記載していますので、そのうち、100㎡以上焼損する火災は、1~2パーセントです。

表2はここ5年間で50人以上の避難者が出た火災件数です。一年あたり25件程度です。中核要員が該当する規模の建物では2件から8件になっています。

表3は、全国で死傷者が出て大きく報道などがされた火災のリストです。これに伴い、法令改正なども行われています。人命に被害が出る火災は、大規模建物から小規模建物にシフトしています。

自衛消防活動の3つの制度が必要となるような大規模な建物で、自衛消防活動に失敗して被害が大きくなった事例は少ないのですが、建物の大小を問わず、火災事例を3ページの2番にまとめました。

4ページ事例1は、関西であった個室ビデオの放火火災です。

建物概要をご覧ください。この建物は都内ではないため、もし東京消防庁管内にあると仮定した場合には、中核要員や防災センターの義務はない小規模な建物です。

被害が大きくなった要因は他にいろいろありますが、この火災では従業員が119番通報しかできませんでした。

5 ページ事例 2 以降は、都内の火災です。事例 2、3 は、自衛消防関係の 3 つの制度が該当しない小規模な建物です。事例 3 では、自動火災報知設備は作動していますが、確認をせずにベルを止めています。

7 ページ事例 4 以降は 3 つの制度が該当する大規模な建物です。

先ほど説明したように、戸建住宅や長屋を除く建物火災で燃え広がった事例は少なく、自衛消防活動の適否が結果に影響したと直接言える適当な事例ではないかもしれませんが、3 つ挙げました。

自衛消防活動上の問題点は、消火器を持っていくのを忘れた、機器の使い方が不慣れだった、119 番通報が遅れた、マスターキーを忘れた、連携不足などです。

10 ページは、事例を調べた結果のまとめです。

以上で資料 2 の説明を終わります。

[議長]

資料 2 について何か質問はございますか。

2 ページの図 1 東京消防庁管内の建物火災の統計値ですが、これを、自衛消防組織が該当するもの、自衛消防活動中核要員が該当するものといった、分類ごとにまとめることは可能でしょうか。建物の規模ごとに分類するのは難しいのでしょうか。

また、図 1 の中には住宅火災の件数等も含まれているということでしょうか。

[事務局]

図 1 は住宅火災も含めた建物火災全体の値です。表 1 では住宅火災は除いています。

[議長]

表 2 は自衛消防活動中核要員該当というスクリーニングをしているということでしょうか。

4 ページ以降に具体的な火災事例を紹介していて、中には東京都以外で起こった火災についても紹介しています。東京都以外の事例では、火災が起こった建物には、東京にあったとしたら自衛消防活動中核要員は義務になるような規模なののでしょうか。

[事務局]

事例 1 が東京都以外のものですが、この建物が都内にあった場合、自衛消防活動中核要員、自衛消防組織、条例防災センターの 3 つの制度は全て非該当になります。

[委員]

資料 2 のまとめ部分の 4 番で人命被害がでる建物は大規模なものから小規模へシフトしているという説明がされているのですが、今回議論する制度が対象とならないような規模の建物がむしろ危険である、という理解をしてよろしいですか。

[事務局]

そういった面もあると思います。

資料 2 では従業員の対応が良くなかった場合に被害が拡大しているといったことが言えるのではと考えています。

大規模な建物で大きな被害が出た事例というのは、最近の事例の中からは探し出すことが困難でした。大規模な建物では従業員の対応以外にも設備等で安全性を担保しているため、従業員の対応が良くなかった場合でも被害が大きくなっていないと推測されます。

小規模建物での人命危険も高いことから、今後の小部会で各規模に応じた自衛消防活動のモデルというのを示せるようにしたいと考えています。

[委員]

資料 2 の 7 ページ事例 4 では防災センター講習未受講となっているのですが、これは建物全体で講習受講者がいなかったということなのか、火災があった時間にいなかったのかどちらなのでしょう。

[事務局]

議事(3)のヒアリングでも出てきますが、防災センターではローテーションで勤務をしています。そのため、火災時にいなかったと思われそうですが、その点はハッキリしていません。

[委員]

この資料では火災があった時にいたか、いなかったかという理解でよろしいですね。

自衛消防活動中核要員についてはどのような理解をすればいいのでしょうか。

[庁内関係者]

事例を調べた担当者です。

事例 4 は建物に自衛消防活動中核要員の資格者が 1 人も配置されていませんでした。自衛消防組織

についても統括管理者の下に各班長がいるという組織は作られていませんでした。

建物の延べ面積が1万㎡少力で、制度が義務になるぎりぎりの規模なので、あまり熱心にやられていないところかな、という認識をしています。

[委員]

事例4についてです。この建物はいつごろ竣工かわかりますか。古い建物かということもわかった方がいいのでお願いします。

[庁内関係者]

確認し次回の部会時には追加するようにします。

[議長]

自衛消防活動中核要員の数について、事例4は0人、事例5は18人となっています。これは、建物としてその人数の人が自衛消防活動中核要員として登録されているということでしょうか。

[事務局]

この人数は建物で何人確保しているという意味です。交替制だったり、休暇や出かけていたりする場合もあります。

[議長]

偶然かもしれませんが、今回、紹介いただいた事例は全て算定人員を満たせていない対象物ということになりますね。前回紹介していただいた中には満たせていたものもあったかと思います。

先ほどの質問と重なるのですが、3ページの表3で死傷者の数が多い事例についてまとめています。昭和47年くらいというと東京都では自衛消防活動中核要員制度が始まった頃です。

ここ10年の事例で自衛消防活動中核要員を配置しなければならない規模に該当するようなものはあるのでしょうか。

[事務局]

表3の事例の建物では古いものを除くと、ほとんどは、自衛消防活動中核要員は義務になりません。

[委員]

これらの自衛消防活動中核要員が義務にならないようなところの事例で、しっかりとトレーニングを受けた人を配置しておけば、被害が防げた、というような分析は可能なのでしょうか。

[事務局]

グループホームやホテルのような事案では就寝する時間帯には勤務している従業員の数が、少なくなっています。場合によっては1人で全て対応しなければならない状況になります。また、福祉施設では介助が必要な方もいて、すぐに避難するというのが困難な場合もあります。そうしたところに自衛消防活動中核要員の制度を当てはめるとするのは困難であると考えています。対応する人数は多い方がよいとは思いますが、各施設の置かれた状況もあり、難しいところです。

[庁内関係者]

補足します。

表3の事例のうち最近のものは小規模なものも多いということで、ハード面での強化がされています。

例えば、平成20年の大阪市個室ビデオボックス火災では自動火災報知設備の基準が強化されました。グループホーム関係、福山市ホテルの事例を受けてもハード面の強化がされました。それらによって安全性は上げられていると考えられます。

[委員]

事例の問題点で挙げているものをみると、うっかりミスのなものが多いように思います。ヒューマンエラーにより被害が広がったという理解でよろしいでしょうか。ハード面が強化されていたり、建物全体の安全性は上がっているにもかかわらず、その中で火災が起こったときは、人ファクターが問題になるという分析でよろしいでしょうか。そのように解釈して今後の議論をしていいということでしょうか。

[事務局]

資料を作成していて、まさに同じように感じました、改めて従業員の対応等の重要性を感じました。

[委員]

事例4～6についてです。

事例4は中核要員0人、防災センター講習も未受講で資格者の配置について問題があります。

事例5は算定人数が19人のところに資格者を18人配置しています。この規模の建物では18人という

数字は防災センターに勤める人数とほぼ同等ではないかと思えます。ローテーションで勤務しているとしても、常に防災センターには資格者が配置されていると思えます。ただ算定人数に対しては1人足りないという状況です。資格についてはかなり目一杯やっている状況ではないかと推測されます。

事例6は事例5よりも建物が大規模になり、算定人数が25人となっているところに5人配置されています。こちらの場合は防災センターに勤務している人の半分も資格者がいない状況かと思われまます。たまたま火災時に資格者が対応できたようですが、資格者がいない状況というのが場合によってはあると思われまます。その一方で事例5は常に1人は資格者がいる状況になると思えます。

事例4～6はどれも自衛消防活動中核要員が未充足ということですが、それぞれが抱える問題点とはだいぶ違うと感じました。

[事務局]

事例5のSビルについてはこれ以上のことはわかりませんが、次の議事(3)で紹介するヒアリングでは資格者をどこから確保し、どのくらいの人が勤務しているかというのを聞いているのでそこで報告します。

[議長]

他に意見等ないようでしたら次の議事に進みます。

議事(3)「自衛消防活動に関するヒアリングについて」説明をお願いします。

議事(3)「自衛消防活動に関するヒアリングについて」

[事務局]

前回小部会の後、私たちは建物関係者にヒアリングをしていますので、資料3で途中経過を報告します。これから行く建物は、今後、追加していきます。

ヒアリングは防災センターがある建物とない建物に分けてまとめました。

防災センターがある建物は、ある程度大規模です。火災や防犯、設備管理に対応する専属の職員が、待機場所にいるような場合が多いです。

1ページ1番は、防災センターがある建物のヒアリング結果です。表1に概要をまとめました。

調査した建物はAからDまでの4つです。

Aは駅とデパートが併設された建物です。

Aは、別館があって本館にある防災センターから管理しているのが特徴的です。

BからDはオフィスビルです。表1の中ほど※がある段に自衛消防関係法令で該当するものを示しました。大規模なビルなのでAの別館以外は3つの制度が全部、義務になっています。

その下の2段は、中核要員の算定人員と実際の配置数です。4件とも必要数を満たしています。

この配置数は建物全体でこの人数の資格者がいるという数字で、常にその人数がいるわけではありません。交替制の職場なら明けの人がいますし、交替制でなくても休みや外出している人もいます。

その下は、中核要員の確保先です。

いろいろな管理のしかたがありますので、管理会社、警備会社、防災センターなどの言葉が出てきますが、大まかにお話ししますと、資格者は、警備会社と管理会社から出されています。警備員では足りない部分を管理会社から補っている建物が多かったです。

Aは本館と別館にそれぞれ中核要員の配置が必要です。

本館と別館は2メートル位の歩道を挟んで向かい合っているため、すぐ見えるところにありますが、同じ敷地にあるとは言えません。前回の小部会で、同じ敷地にあれば、複数の建物の資格者を兼ねられるという特例の話をしたのですが、その特例は使えません。

それに対して、管理会社が確保している資格者は10名です。その10名を本館2名、別館8名で割り振っています。本館の足りない資格者11名分は、同じ建物に鉄道関係の会社が入っていて、そちらの資格者を合わせて13名にしているそうです。

法令上は必要数を満たしていますが、本館のデパート部分で火災があった時には、鉄道会社の人が駆けつけるのではなく、デパート側で対応することになると思えます。

また、別館に割り振られている8名も、別館に防災センターがないため、別館の火災時には本館の防災センターやローテーションで巡回している資格者が駆けつけて対応するそうです。

Aはそうした実態になっています。

またその下の段は、担当区域数です。

資格者の必要数が13名を超える場合、区域を分けて資格者を配置することになっていますが、担当区域が6の建物もあります。

一番下の段は、防災センター勤務員の人数です。

防災センターには、通常、防火担当の人、セキュリティ担当の人、設備管理の人などが勤務しています。各担当を合わせてここに書いた数の人が勤務しています。

これ以外に、ローテーションで建物内を巡回している勤務者もいます。

何か異常があった場合には防災センターから駆け付ける人もいますし、無線で連絡を取って巡回先から駆け付ける人もいます。

夜間は人数が減りますし、交代で仮眠を取っています。

2ページから建物Aの詳しい内容です。

最初に建物概要や所有形態がまとめてあります。

1番④をご覧ください。

管理会社はテナントに資格取得してもらうことを考えていないとのことでした。

その下の2番は、資格者を確保する時に苦労していることについてです。

3ページの3番は、もう少し詳しい自衛消防体制や中核要員の配置状況についてです。④や⑤のように資格者の能力についても話がありました。⑥や⑦のように自衛消防訓練の話もありました。

3ページ中ほど4番は、自衛消防技術試験についてです。

その下の5番は、その他の意見です。④のような話もありました。

4ページから9ページまでは、建物B、C、Dのヒアリング結果です。

Aと似たような意見がありました。

10ページ以降は、防災センターがない建物の結果です。

防災センターがない建物は、規模が少し小さくなります。火災やセキュリティ、設備管理に対応する専属の方や待機場所がない場合も増えてきます。

3件ヒアリングをしましたので、表2で概要を説明します。

EとGは、中核要員だけ、義務がかかる建物です。

Eは、ワンフロアが広い物品販売店舗です。他県にも出店しているチェーン店です。

Fは、家具等を扱うチェーン店で本社の防災担当の方から話をおうかがいしました。このチェーン店も全国的に出店しています。

Gは1フロアに1件ずつ異なる飲食店が入ったビルです。

3件の中には、中核要員の必要数を満たしているものもあれば0名の建物もありました。

Eは店舗の従業員が資格を取って中核要員になっています。

11ページ以降は詳しい結果です。

Eでは、3番の②のような話がありました。

買い物に行った時に経験しますが、ホームセンターや電気屋などの大規模なお店で商品の説明を聞きたいと思った時に、売り場ごとに担当の人が決まっています。基本的にはその体制でお客様の対応やトラブル対応もしているかと思えます。火災の時もその体制の中で動いていくことになるそうです。

13ページはF（本社の担当者から聞いた）に関する内容です。

2の③のような話がありました。

14ページはGの内容です。

中核要員が0名ですが、1番や2番のような事情があるとのことでした。

16ページ、17ページに、「2 ヒアリング結果」と「3 考察」をまとめました。2(1)でAからキまでの記載誤りがあるため訂正をお願いします。

いろいろな建物に共通する結果もありますが、防災センターの有無や物販と飲食店複数事業所特有の結果もあります。それらを(1)から(4)まで分類してまとめました。

結果(1)イ、(2)ウから、考察の(1)のようなことが言えると事務局では考えました。

結果(1)オ、(2)エから、考察の(2)のようなことが言えると考えました。

結果(3)イから、考察の(3)を考えました。

結果(1)キから、考察の(4)を考えました。

以上で資料3についての説明を終わりますが、今日は、ヒアリングから言えること、3の考察の部分

についてご議論いただければと考えています。

なお、今回の考察にあたり、事務局で気を付けたことがあります。

結果の(1)アのように、事業者が資格者の確保に苦心しているという結果もありました。ただし、この会議の初めの方でお話ししたとおり、自衛消防活動の制度を実態に合わせる条件として、「安全を確保できる範囲内で」としていました。

そのため、この結果からそのまま人数を減らすとつなげずに、考察の(1)から(4)までの内容にしました。今日は、事務局で考えた考察について、また、これ以外に言えること、などについて意見をいただければと考えています。

明日以降もいくつかの事業所にヒアリングをしますので、10月の部会の時にはその結果も付け加えて報告する予定です。

[議長]

今の説明や資料に対する質問、意見等お願いします。

[委員]

自衛消防技術試験についてです。各現場から聞かれる声として試験が難しいというのがあるのですが、合格率はどのくらいになるのでしょうか。

[庁内関係者]

平成28年度だと70%強です。

[委員]

最終合格率ですね。

[庁内関係者]

補足します。

試験が難しい等の意見を踏まえて試験問題等見直しを行いました。その結果として平成28年度は70%強になっています。ヒアリングで聴いた方々の中には見直し前に受験した方もいらっしゃるため、そういった方々は難しい印象を持っている可能性があります。

[委員]

筆記試験は合格したが、実技試験で不合格になる場合もありますよね。

[庁内関係者]

今年実施した試験の合格率の概算では、筆記の合格率が80%くらい、最終的な合格が70%くらいになるということでした。

[議長]

資料3の1ページ表1の、中核要員の確保先に委託警備業者という記載があります。ある警備員の方が複数の建物に派遣されているとして、ある建物に資格者としてエントリーされた場合、他の建物ではエントリーできないということよろしいですか。

[庁内関係者]

近隣の複数棟を管理している建物管理会社のケースで、契約している警備会社の警備員が複数の棟にまたがって勤務しているというのがありました。そのようなケースの場合では、ある警備員の方は実態として複数の棟で勤務していたとしても、資格者として登録されるのはある1つの棟について登録することになります。

[議長]

委託警備員の方がローテーションで勤務という話がありました。実際には建物にいないけれど、資格者として登録されているというケースはあり得るのでしょうか。

[庁内関係者]

実態を正確に把握し切れていないため、そのようなケースがないとは言えません。自衛消防活動中核要員というのは災害時に活動していただく方になるので専らその建物で勤務する人ということをお願いをしています。

[議長]

自衛消防活動中核要員は計算上何人というのが決められていて、それに対して人数を確保している、満たしていたとしても、ある時間帯では資格者が全員いるかどうかはわからない、もしかしたら1人もいないという場合もあり得る。そういったことを考えると、資格者が効果的に災害時に活動できるような制度設計が必要かもしれません。

[委員]

資料3の3考察の(1)で、最小限の資格者数、という記述がありますが、今現在の規定で定めている人数というのは最低限の人数ではないということでしょうか。何を基準とした人数であるのか、今の規定が定められた時の検討内容など調べていたら説明をお願いします。

[庁内関係者]

ヒアリングを行ったところで、防災センターなどの運営の人数が、自衛消防活動中核要員の算定人数よりもだいぶ少ないという状況がありました。また、最低限の人数を決めて、望ましい人数と言う二段階の形にすべきではないかという意見があったので、そのようなところからきていると思われる。

現在定められている人数というのは必要最低限というよりは、制度の設立が震災対策に対してのものであるため通常発生するような災害よりは多い算定になっていると思われる。震災時は延焼火災が起こった場合でも公設消防隊の手が回らず、事業者自身で対応する必要が出てくるためです。

事業所としては通常時の災害対応を考えて態勢をつくっているもので、今の算定方法では人数が多いのではないかという意見になっていると思います。

[委員]

人数が多いという意見があるということは、建物を管理している側としては、このくらい的人数があれば、自分たちのところの安全は確保できるという感覚があるということでしょうか。

[庁内関係者]

あるということだと思います。

[委員]

それは一律には示せないということですか。

[庁内関係者]

今のところはそこまでのものは見えてきてはいません。

[事務局]

ヒアリングを行った時に建物を管理している会社の人から伺った話では、防犯だとか、照明の交換のようなメンテナンス、火災などの災害対応、それらを全て勘案してこの建物ではこのくらい的人数が必要だという説明で建物所有者に管理費用の要求などを行っているというお話でした。ビル管理について必要とされる資格者はコンプライアンスに配慮しておくようにしている。しかし、自衛消防活動中核要員は、中核要員となるべきことが想定される防災センターに勤める人の人数よりも、必要とされる人数が多いため難しいところがあるというお話でした。

ヒアリングを実施した建物B、C、Dというのはかなり規模の大きい建物ですが、それでも、建物管理側的人数というのは10~20人くらいで、算定される必要数とだいぶ差があります。合わせるべき実態というのも建物によって違いがあるため難しいところがあるという感想を、ヒアリングを実施して感じました。

[委員]

つまりは、普段の運営や火災のことだけを考えると、算定人数は実際の運用からはオーバースペックである。しかし、設立背景を考えると震災対策というのがあるため、その分が上乗せされているという認識なのではないでしょうか。

[庁内関係者]

設立時の昭和47年当時の検討の詳細は資料が残っていないため正確なことは不明ですが、震災時は面積が増えるほど被害も大きくなると予想されることから面積が増えると人数も増えるという算定方法を定めたのだと思います。

[委員]

今の話の流れだと、震災時の対応についても考慮しなければいけないと思いますが、いかがですか。

まとめの方には入っていませんが、建物Fの、その他の意見、のところで、似たようなネーミングのものが多く分かりにくい、というのがあります。私も初めに説明を聞いたときに同様の感想を持ちました。そういった混乱も問題提起としてはあったので、ネーミングだけでも整理することで、理解され易さは進むのではないかと思います。

通常時と震災時ということで細分化していくとなると、トータルで分かり易く、使い易くしていくためには細かいところを考える前に、根本的に、もう少し全体的な方向性について議論するのではないかと思います。

[委員]

私は実務において建物の管理運営に携わっているのですが、震災対策というのは消防からも自助、共助ということで指導を受けています。震災時には防災センターや管理の人たちだけでは対応しきれなくなります。そのため、お客であるテナントも共同作業をしないと震災時は成り立たないこととなります。そのため考察の(2)にあるような形でテナントさんをいかに巻き込んでいこうかが大事になります。それを法律で、資格者の数というので縛るのは、対策の主旨にもそぐわないと思います。

ヒアリング結果にもテナントに資格者を求めることはできないという話がありましたように、現実にもそうだと思います。しかし、テナントに何も求めないという訳ではなく、資格者を求めるのではなく、大震災に備えて、テナント側と管理側がどうやって備えをしていくかということを考えることが本来の対策なのではないかと感じています。

[議長]

資格の内容には震災対策に関する対応も十分に入っているのですか。

中核要員の方は震災対策に関する認識はあるのでしょうか。

[庁内関係者]

わかっているはずだと思います。

[委員]

あまり認識はしていないと思います。

私も受験しましたが、防災センターでの機器の操作だとか、火災の時の初期消火などの実務的な内容でした。

震災対策というのは今、世の中でもいろいろな対策が検討されている状況で、中核要員の試験は震災対策を体系的に学習するという内容ではない印象です。

[委員]

考察の(2)や(3)にあるように、資格者に頼るのではなく、建物の使用実態、営業時間や営業時間外、従業員の方と従業員以外の方といった、いろいろなパターンがあるとは思いますが、それぞれの状況に応じて自衛消防組織や訓練を通じて中核要員の数を検討するべきだと思います。

冒頭に紹介いただいたような防災支援システムなども活用して、パートやアルバイトの方も対応ができるようになるための訓練方法などを考えていくのがいいと思います。

[議長]

ヒアリングについて今後も継続されるということですが、今後実施される用途も今回用意していただいたものと類似したものになるのでしょうか。

[事務局]

なるべくいろいろなタイプのところに行けるようにしたいと考えています。

例えば、防災センター該当の建物は4つヒアリングを実施しましたが、これらは全て自衛消防活動中核要員の算定人数を満たしているところでした。可能ならば、防災センターがあって算定人数を満たしていないところでも実施したいと考えています。

なるべく、いろいろな状況の建物に行けるようにしたいと考えています。

[議長]

ヒアリングの内容について委員の方からも意見をいただければと思います。

ヒアリングの内容については今日の検討結果を踏まえたものを盛り込んでいただけると良いと思います。

委員の皆様方から何か意見はございますか。

[委員]

私自身、自衛消防活動中核要員制度が震災対応を踏まえてできた制度だということを知りました。今後、ヒアリングしていく建物で、資格者の問題とは別に、震災時にビル全体として、防災センターや管理側とテナントとが一体となって、どのような事前準備を行っているか、というところについて興味を持ちました。

それが主旨に沿うのではないかと思います。

[委員]

いろいろな建物で、アルバイトやパートといった非正規雇用の従業員が多い時間帯というのはあると思います。建物側がそういった人たちにどのくらい災害時等の責任を持たせてやっているか、聴いていただきたいと思います。実際は責任を持たせるようなことは無く、時間だけこなすような形でやって

いる状況かと思えます。

私たちが管理しているようなところでも、何かある時と言うのは、責任ある立場の人がいなく、非正規雇用の方々だけでやっている場合も考えられます。そういった所で、訓練のやり方も含めて、どういった管理をしているのかも調べていただければと思います。

[議長]

今日、配布していただいた資料についての説明は一通り終わりました。

全体を通じて何かございますか。

今後、ヒアリングを続けるということなので、今回出た意見も踏まえて実施していただければと思います。

以上で、議事を終了し進行を事務局にお返しします。

## 8 その他事務連絡、閉会

次回は第2回部会を10月5日（木）午前中に東京消防庁7階特別会議室で実施すること、第3回小部会は10月16日（月）午前中に実施することを連絡し閉会した。